

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和7年5月29日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 伊藤人事官 土生人事官
(幹 事) 佐々木事務総長、堀内総括審議官
(説明員) (人材局)
澤田企画課長

議 題

総合職試験（大卒程度試験）「教養区分」の年2回実施に伴う人事院規則の改正等

議事の概要

- 議題「総合職試験（大卒程度試験）「教養区分」の年2回実施に伴う人事院規則の改正等」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

総合職試験（大卒程度試験）「教養区分」の年2回実施に伴う 人事院規則の改正等について

令和7年5月29日
人 材 局

総合職試験の申込者数の合計は、現行の試験制度となった平成24年度と比較すると25%以上減少しており、公務において政策の企画及び立案等を担う総合職試験採用者の確保は非常に厳しい状況にある。一方、このうち教養区分の申込者数は堅調に推移しており、総合職試験からの採用者全体に占める同区分の採用者の割合は年々高まってきている。

教養区分については、政策の企画立案やプレゼンテーション、コミュニケーションに係る能力を重点的に検証することにより各府省が求める人材を確保しやすい試験となっているほか、受験者が就職活動を行うよりも前の時期から受験できることなどにより、魅力的な試験となっていることが要因であると考えられる。

こうした状況を踏まえ、総合職試験から有為な人材を引き続き確保するべく、教養区分の受験機会を拡大するため、現在の秋に加えて春にも試験を実施できるよう、人事院規則の改正等を行うこととしたい。

I 改正内容・理由

- 1 採用候補者名簿の有効期間の延長【人事院規則8—12（職員の任免）第14条第1項第2号】（規則案は別紙1参照）

教養区分の春試験の実施に伴い、春試験の早期合格者にも秋試験の早期合格者と同じく大学卒業後5年目程度まで採用機会を与えられるよう、採用候補者名簿の有効期間を半年間延長し「7年間」とする。

- 2 教養区分以外の区分試験との重複申込みの取扱いの整理【平成23年人事院公示第17号第1項第1号(4)】（公示案は別紙2参照）

教養区分以外の区分試験と同時期に行われる春試験の教養区分については、重複申

込みを認める取扱いとする場合、同一の受験者が両方の区分試験に合格することにより、各府省の採用に支障が生じるおそれがあることから、現行の区分試験の取扱いと同様、他の区分試験との重複申込みはできないこととする。また、春に実施する総合職試験（大卒程度試験）と秋に実施する総合職試験（大卒程度試験）は、これまでどおり重複申込みが可能となるよう、別の採用試験と整理し、所要の改正を行うこととする。

（※１） これまで春の総合職試験（教養区分以外）と秋の総合職試験（教養区分）は、同じ試験として実施していたが、今般、教養区分を年に２回実施することに伴い、春と秋を別の採用試験として実施することとして整理する。これにより、他の採用試験の取扱いと同様、春と秋の総合職試験は重複申込みができるようになる。

（※２） 別試験として実施することも含め、令和８年度に実施する採用試験の具体的な日程（教養区分を年２回実施）等は、本年１２月に「試験施行要綱」を決定し、「試験施行計画」を官報において公告する。

Ⅱ 意見公募手続の結果

今般の規則等改正に当たり、Ⅰについて令和７年４月１５日から５月１４日まで意見公募手続を実施したところ、意見公募手続の対象となる意見が２件提出されたが、改正内容の再検討が必要となるものではなかった。なお、意見に対しては、人事院の考え方を丁寧に説明することとする（別紙３参照）。

Ⅲ 公布日・施行日

公布日：令和７年６月９日

施行日：令和７年１２月１日

以 上